

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険税の徴収・収納に関する事務 基礎項目評価書 【令和3年1月1日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、国民健康保険税徴収・収納事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分市長

公表日

平成31年10月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の徴収・収納に関する事務
②事務の概要	<p>大分市において国民健康保険税の収納管理・滞納整理に関する事務では、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">課税情報の入手事務 国民健康保険税の課税情報を国民健康保険システム等から入手する。収納(納付(納入)済通知書)情報の入手、管理事務 指定金融機関等から住民等の納付・納入した情報を入手し、収納システムに一括登録する。過誤納金に関する事務 過納付または誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を出し、住民等に通知し還付・充当する。督促に関する事務 地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を基に督促状を作成し、住民等に送付する。納税通知書再発行事務 再発行分及び分割納付分の納税通知書を作成・交付する。証明書等交付事務 収納情報から、納税証明書、納付額確認書等の交付を行う。滞納整理事務 督促後も納付しない者(滞納者)に対しては滞納整理を行う。 主に、賦課・収納情報の入手、催告書の送付、納税交渉、実態調査及び財産調査、滞納処分等。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、税総合システム、収納システム、滞納整理システム、住登外/宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税収納情報ファイル・国民健康保険税滞納整理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市 市民部 国保年金課 企画部 情報政策課
②所属長の役職名	国保年金課長 情報政策課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 TEL097-534-6111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分市 市民部 国保年金課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 TEL097-534-6111(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

